

※ 不妊治療費助成には、一般不妊治療費助成と特定不妊治療費助成があります。

※ 一般不妊治療費助成の場合は、書類が異なりますのでご注意ください。

● 広島県が行う不妊検査等の助成制度もあります。（詳細は、4ページ参照）

特定

2019年度
(令和元年度)

福山市 特定不妊治療費助成事業のご案内

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けられた夫婦に対して、治療に要した費用の一部を助成します。

1 助成を受けることができる人

次の要件をすべて満たす人です。

- (1) 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 申請時（福山市が申請書等を受け取った日）に、夫婦の両方、またはどちらか一人が福山市内に住所を有していること。
- (3) 体外受精・顕微授精以外では、妊娠の見込みがないと医師が判断し、指定医療機関で治療を受けたこと。
- (4) 前年（1～5月に申請する場合は前々年）の夫婦の所得の合計額が、730万円未満であること。
- (5) 治療開始時における妻の年齢が、43歳未満であること。

2 助成の内容

(1) 助成額

ア 採卵を伴う治療

「福山市特定不妊治療費助成申請に係る証明書」の、「今回の治療内容」が **A・B・D・E** の場合

- (ア) 初回申請（通算1回目） ※ 福山市及び他の自治体で一度も助成を受けていない方に限ります。
※ 初回申請（通算1回目）の治療内容がC・Fの場合は、7万5千円までとなります。

1回の治療につき、**30万円まで助成**

(イ) 通算2回目以降

1回の治療につき、**15万円まで助成**

イ 採卵を伴わない治療等

「福山市特定不妊治療費助成申請に係る証明書」の、「今回の治療内容」が **C・F** の場合

1回の治療につき、**7万5千円まで助成**

ウ 男性不妊治療

- (ア) (男性不妊治療の申請が) 初回の場合
1回の治療につき、**30万円まで助成**

※ ただし、(ア)については、治療開始日が、2019年4月1日以降のものが対象です。

- (イ) (男性不妊治療の申請が) 2回目以降の場合
1回の治療につき、**15万円まで助成**

- a 特定不妊治療（治療内容Cの治療を除く。）に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための保険適用外の手術（※1）を行った場合（凍結費用も対象）が対象となります。

※1 精巣内精子回収法（TESE（C-TESE、M-TESE））
精巣内精子吸引法（TESA）

※2 精巣上体精子吸引法（MESA）

※2 経皮的精巣上体精子吸引法（PESA）等

- b 男性不妊治療単独での申請はできません。

ただし、特定不妊治療の主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合に限り、男性不妊治療のみでの申請はできます。（この場合も助成回数は1回と数えます。）

- c 指定医療機関又は指定医療機関に紹介された医療機関において実施した手術に限ります。

(2) 助成の回数・期間

- ア 年齢（誕生日を基準）は、助成制度における治療開始日時時点の妻の年齢です。
- イ 年度とは、4月1日から翌年3月31日までの1年間を指します。
- ウ 福山市健康推進課が申請書等を受け取った日をもって助成年度とします。
- エ 回数は、他の自治体から受けた助成も含まれます。
- オ 助成回数が6回に満たない場合であっても、2015年度（平成27年度）までに通算5年間助成を受けている場合は、助成対象外となります。

初めて助成を受ける(受けた)際の 治療開始時の妻の年齢	40歳未満	40歳以上43歳未満	43歳以上
通算助成回数	43歳になるまでに 通算 6 回まで	43歳になるまでに 通算 3 回まで	助成対象外

※ 助成を受けた回数が上限に満たない場合でも、妻の年齢が43歳以上で治療を開始した治療は、助成対象外となります。

3 申請の方法

治療が終了した日の翌日から起算して**2か月以内**に、必要書類を提出してください。

(例) 治療終了日が10月15日 → 申請期限日は12月15日

※ 申請は、1回の治療につき行います。

※ 治療が終了した日とは、妊娠しているかどうかの確認を行ったとき。（もしくは、医学的見地により、医師の判断で治療を中断したとき。）「福山市特定不妊治療費助成申請に係る証明書」下部の「その他特記事項」に記載された「今回の治療期間」を参照してください。

※ 申請日は、福山市が申請書等を受け取った日

その他特記事項 ○今回の治療期間 年 月 日 ~ 年 月 日 <small>採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。</small> ○日本産科婦人科学会UMIN個別調査票登録の有無 有 → 症例登録番号※3 () 無	主治医名前 _____ 印
---	---------------

(1) 提出書類

ア 毎回必要なもの

- | | |
|------------------------|---|
| ① 福山市特定不妊治療費助成申請書 | 記入例を参考に記入してください。 |
| ② 福山市特定不妊治療費助成申請に係る証明書 | 治療を行った医療機関が証明します。 |
| ③ 医療機関発行の領収書（写しも可） | 保険適用外で、助成申請額以上の支払をしたことが確認できる領収書を提出してください。 |
- ※入院中の食事代や文書料等は対象外です。

イ 場合により必要なもの

区分	必要書類	備考
・新規(通算1回目)の申請をする場合 ・福山市へ初めて申請する場合	支払相手方登録依頼書 戸籍(全部事項証明書)	記入例を参考に、漏れのないよう記入してください。 助成申請日から 6か月以内 に発行されたもの
2019年4~5月に申請をする人で、 2018年1月1日時点、福山市に 住民票がない場合	2018年度(2017年分)の所得 と所得控除額が証明できる書類 (例:所得控除額の記載がある 所得課税証明書等)	・所得のない人も証明が必要です。 ・2018年1月1日時点で住所を有していた 市区町村で取得してください。
2019年6月以降に申請をする人で、 2019年1月1日時点、福山市に 住民票がない場合	2019年度(2018年分)の所得 と所得控除額が証明できる書類 (例:所得控除額の記載がある 所得課税証明書等)	・所得のない人も証明が必要です。 ・2019年1月1日時点で住所を有していた 市区町村で取得してください。
通算2回目以降の申請で、住所や振込先 口座等に変更がある場合	支払相手方登録依頼書	記入例を参考に、漏れのないよう記入してください。
夫婦が別世帯の場合	戸籍(全部事項証明書)	助成申請日から 6か月以内 に発行されたもの
夫または妻のいずれか一方が外国人の 場合	日本国籍を持つ人の戸籍(全部事項 証明書)	助成申請日から 6か月以内 に発行されたもの
夫婦ともに外国人の場合	婚姻届記載事項証明書等の 婚姻関係を証明する公的な書類 (外国語による書類の場合は、 日本語訳を添付)	

※ 申請者の状況に応じ、これ以外の書類を求める場合があります。

※ 必要書類は、個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご用意ください。

(2) 書類の入手方法

福山市健康推進課の窓口で配布しているほか、福山市ホームページからもダウンロードできます。また、希望により郵送も可能です。

福山市 特定不妊治療費 で検索



(3) 書類の提出先・方法

福山市健康推進課の窓口へ直接提出するか、次のところへ郵送してください。

(郵送先) 〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号 福山市健康推進課 宛

4 助成の決定

- (1) 書類審査後、結果を郵送で通知します。
- (2) 助成決定の場合は、福山市健康推進課が申請書等を受け取った日から、2か月程度で指定の口座に助成金を振込みます。

5 所得の計算方法

(夫の所得の合計額－夫の控除額(※2)の合計) + (妻の所得の合計額－妻の控除額(※2)の合計)

- (1) 上の計算式により算出された金額が、730万円未満であることが助成の要件です。
- (2) 所得の範囲及び計算は、児童手当法施行令第2条及び第3条を準用します。
- (3) 「所得金額」と「収入金額」を間違えないよう注意してください。

対象控除額(※2)

控除額の内訳	控除額
社会保険料等相当額(所得がある人のみ)	一律 8万円
障害者控除(該当者1人につき)	27万円
特別障害者控除(該当者1人につき)	40万円
寡婦・寡夫・勤労学生控除	27万円
寡婦(特例)控除	35万円
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除	該当額控除

申請日と所得証明書の内容について

申請日	所得審査の対象となる年	所得証明書の発行年度
2019年4月1日～2019年5月31日	2017年分 (2017年1月～12月分)	2018年度(2017年分)
2019年6月1日～2020年3月31日	2018年分 (2018年1月～12月分)	2019年度(2018年分)

6 指定医療機関

《福山市の指定医療機関》

2019年(令和元年)6月5日時点

指定医療機関名	所在地	体外受精	顕微授精
幸の鳥レディースクリニック	福山市春日町一丁目7番14号	○	○
よしだレディースクリニック内科・小児科	福山市新涯町三丁目19番36号	○	○

※ 上記のほか、福山市以外の都道府県・政令指定都市・他の中核市で指定された医療機関も本市の指定医療機関とみなします。
詳しくは、厚生労働省や各自治体のホームページ等で確認してください。

7 今後の事業の充実のため、治療内容や結果は、厚生労働省へ報告されます。

厚生労働省では、助成事業の成果を把握するため、治療内容や結果についての集計・分析を行います。報告は医療機関から公益社団法人日本産科婦人科学会を通じて行われますが、個人名等は報告されず、プライバシーは厳守されます。

《 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲 》 ※ 網掛け部分が助成対象となる治療です。

治療内容	採卵まで				受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植						助成対象範囲 (胚移植のおおむね2週間後)	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	採精(夫)		新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施													助成対象
B 凍結胚移植を実施*													
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E 受精できず、 又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止													
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外

* B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

- 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。
- どの治療内容に該当するかは、治療した医師の判断になります。
- 指定医療機関で、体外受精または顕微授精に要した保険適用外の費用（入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は含まれません。）に対して助成します。

● 広島県では、夫婦が共に不妊検査や一般不妊治療（タイミング療法や人工授精等）を受けた場合の費用の一部を助成する、「広島県不妊検査・一般不妊治療費助成事業」を行っています。

詳しくは、広島県のホームページまたは広島県子育て・少子化対策課（082-513-3175）までお問い合わせください。

広島県 不妊検査 で検索



《申請・問い合わせ先》
福山市保健所
健康推進課

【住所】 福山市三吉町南二丁目11番22号 福山すこやかセンター6階
【電話】 084-928-3421
【窓口】 月～金（土曜、日曜、祝日、年末年始は除く） 8:30～17:15

2019年（令和元年）6月5日作成